

一時預かり保育をご利用ください

突発的な事情により家庭での保育が困難となったときの対応や、育児疲れのリフレッシュなどを目的として、4月から一時預かり保育を実施しています。

事業は、幼保連携型認定こども園 美里さくら幼稚園に委託しています。

■対象児童

町内に在住する未就学のこどもで、次のいずれかに該当するかた

- ①保護者の短時間・断続的な就労などで、家庭における育児が困難となる児童
- ②保護者の傷病、事故、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ③保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担を解消するなど、私的理由により一時的に保育が必要となる児童

■実施施設

幼保連携型認定こども園 美里さくら幼稚園（美里町大字阿那志273-1）

■利用時間

毎週月曜日から金曜日 午前8時～午後4時（祝日を除く）

■利用方法

- ①実施施設へ連絡 ②面談および事前登録
- ③利用希望日の予約 ④当日の利用

■利用料金（施設が定める料金）

4時間未満 900円

4時間以上8時間未満 1,800円

※令和7年4月1日現在

※給食が必要な場合は、別途支払いが発生します。



利用方法などの詳細については、幼保連携型認定こども園 美里さくら幼稚園（☎76-0469）にお問い合わせください。また、施設の状況により預けられない場合があります。

問合せ＝こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277

「さいたまけん★こどものこえ」メンバー大募集

こどもの皆さんのこえを聴き、県の施策に反映させるため、「さいたまけん★こどものこえ」メンバーを募集します。

募集期間：令和7年6月1日から7月31日まで

対象：小学生・中学生・高校生相当年齢、未就学児の保護者・養育者のかた

★小中高生の保護者・養育者も応募できます

内容：県政等に関するWEBアンケートへの回答

特典：回答回数に応じアマゾンギフトカード最大1,000円分（小学生は図書カード）

さらに、抽選で豪華なプレゼント

申込：県ホームページの募集案内を確認の上、直接申込み

（URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoe/bosyuu.html）



けん
県ホームページ

問合せ＝埼玉県こども政策課 こどもまんなか担当 ☎048-830-3343

令和7年度の国民健康保険税率について

広報みさと令和7年2月号でお知らせしましたとおり、埼玉県の運営方針に沿って、国民健康保険（国保）税率を県が示す町の税率（市町村標準保険税率）に段階的に近づける改定を令和7年4月に行いました。

この改定により1人当たりの国保税額の平均は、増額することが想定されています。

国保税は、税率改定のほか、世帯の所得、加入者数、軽減の適用によっても変動します。

令和7年度の国保税額は、7月中旬に発送する納税通知書で通知します。

加入者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【令和7年度からの税率】

		医療分		後期高齢者支援分		介護納付金分※	
		改定前	令和7年度	改定前	令和7年度	改定前	令和7年度
所得割	所得に対して	6.8%	6.8%	2.0%	2.4%	1.6%	1.9%
資産割	固定資産税に対して	10.0%	廃止	—	—	—	—
均等割	加入者1人あたり	33,000円	39,000円	10,000円	14,000円	13,000円	14,000円
平等割	1世帯あたり	6,000円	廃止	—	—	—	—

※40歳以上65歳未満の加入者が対象です。

【参考1】モデルケースによる試算

①2人世帯【63歳2人、所得150万円、固定資産税50,000円】

改定前国保税 210,600円 → 令和7年度国保税 225,800円（+15,200円）

②3人世帯【50歳2人、20歳1人、所得200万円、固定資産税80,000円】

改定前国保税 300,000円 → 令和7年度国保税 323,700円（+23,700円）

【参考2】県が示す町の税率（市町村標準保険税率）

		医療分		後期高齢者支援分		介護納付金分	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
所得割	所得に対して	6.76%	7.31%	2.80%	2.69%	2.34%	2.23%
均等割	加入者1人あたり	40,133円	44,804円	16,167円	16,253円	16,551円	16,072円

【国保税の軽減制度について】

●低所得世帯に対する軽減

法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額、平等割額の7割、5割または2割が減額されます。申請の必要はありませんが、所得の申告をしていないと軽減は適用されません。

●未就学児（小学校入学前の子ども）に対する軽減

未就学児である加入者の均等割額について、2分の1が減額されます。申請の必要はありません。

●産前産後期間に対する軽減

出産した（または予定の）加入者の所得割額および均等割額について、4か月（多胎の場合は6か月）相当分が軽減されます。申請の際は、本人確認書類と母子健康手帳をお持ちください。

●失業者に対する軽減

会社の倒産・解雇などの理由で離職した場合は、国保税が軽減される制度があります。

詳細は、住民保険課 保険年金係にお問い合わせください。

問合せ＝国保税について 税務課 課税係 ☎76-5131

資格等について 住民保険課 保険年金係 ☎76-1366